

2 財団法人青森県国際交流協会

1 法人の概要

(平成21年6月9日現在)

代表者職氏名	会長 塩越 隆雄	県所管部課名	商工労働部 国際交流推進課	
設立年月日	平成3年4月1日	基本財産	477,550千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	基本金組入額		462,550千円	96.9%
	青森県		15,000千円	3.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	12名	0名	
	監事	2名	0名	
	職員	9名	2名	県派遣1名
業務内容	国際交流・国際協力に関する啓発及び活性化事業 国際活動団体、ボランティア等への支援及び連絡調整 在住外国人に対する支援事業 国際交流・国際協力に関する情報収集・提供事業			
経営状況 (平成20年度)	経常収益	39,164千円	(その他参考)	
	経常費用	44,086千円	県からの補助金	5,401千円
	(うち事業費	20,702千円)	県からの受託事業収入	14,349千円
	当期経常増減額	4,922千円		
	当期一般正味財産増減額	4,922千円		

2 沿革

青森県は、平成2年3月に「青森県国際交流推進大綱」を定め、21世紀に向けて行政・民間国際交流団体等の進むべき方向を明らかにし、とりわけ本県における国際化進展のためには民間レベルでの国際交流の活発化が重要であるとの認識のもと、本県における国際交流推進の中核組織として、民間及び市町村と一体となって財団法人青森県国際交流協会(以下「旧国際交流協会」という。)を平成2年9月に設立した。

その後、旧国際交流協会は、県営体育施設の管理運営を行う財団法人青森県スポーツ振興事業団と統合することとなり、平成15年3月に旧国際交流協会をいったん解散し、平成15年4月から同事業団が旧国際交流協会の事業を引き継ぎ、名称を「財団法人青い森みらい創造財団」に変更した。

平成18年4月に、財団法人青い森みらい創造財団が管理運営を行ってきた県有施設について指定管理者制度が導入されることを契機として、同財団は、国際交流に関する事業のみを行うこととなり、名称を「財団法人青森県国際交流協会」に変更した。

3 課題と点検評価

当法人については、平成18年度末をもって県職員の派遣を取りやめ、独立民営化が図られたことから、平成19年度からは当委員会による点検評価の対象外となっていたが、県は、当法人に対して平成21年2月から再び県職員1名を派遣し、そのことにより、今年度の点検評価の対象となったものである。

(1) 独立民営化に向けた体制の整備

再び県職員を派遣することとなった経緯等について県の所管課から確認したところ、当法人においては、平成20年6月に専務理事職を廃止し、常勤の会長と常勤職員2名、臨時職員2名の体制で運営していたが、平成21年1月に常勤職員1名が退職したことに加え、平成21年2月には会長も退任することとなり、常勤職員1名と臨時職員3名だけの体制となる事態となったことから、早急に当法人の業務運営体制の立て直しを図る必要が生じ、県としては、当法人からの要請を受け、緊急避難的な措置として、県職員1名を当法人の事務局長として派遣することとなったとのことであつた。また、今後については、県職員の派遣期間は平成21年度末までを予定しており、その間に、当法人の業務運営体制を確立し軌道に乗せていく予定であるとのことであつた。

当法人において役職員の予定外の退任・退職が相次いだという事情があるにせよ、独立民営化してからわずか2年で当法人のみでは対応できない状況となり、再び県職員を派遣せざるを得ない事態となったことについては、非常に残念である。今後について、県の所管課の説明によれば、平成22年度からは、新たに選任する常勤役員に事務局長を兼務させ、常勤職員も3名とするなど、当法人の組織体制を強化し、再度、当法人の独立民営化を図るとのことであるが、独立民営化するに当たっては、当法人が継続して自力で運営していけるという見通しが必要であり、そのためには、当法人及び県の所管課において、今回再び県職員を派遣せざるを得ない事態となった原因等についてあらためて総括した上で、当法人の独立民営化後の業務運営体制並びに事業内容について十分に協議・検討し、慎重に準備を進める必要がある。

(2) 日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりの検討

平成18年度に行った点検評価において、当委員会からは、当法人の業務運営体制を踏まえ、「日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりを検討すること」を提言していた。この点について、今回、再確認したところ、当法人からは、定期的な監査については、監事及び会計事務所による監査を年2回実施していること、また、日常的に業務を適切にチェックできる業務執行のルールづくりについては、当面、事務局長による業務管理の徹底やプロパー職員に対する事務処理ルールの周知徹底を行うこととしており、来年度には、内部監査関係規程を整備し、定期的な内部監査を実施する予定であることが報告された。

内部監査の実施は、適正な法人運営を保つために重要な事項である。当法人においては、来年度実施予定とのことであるが、可能な限り速やかに内部監査を実施できるよう、早急にその準備を進める必要がある。

(3) 中・長期経営計画の着実な実施

今年度、当法人においては、平成22年度以降の基本財産運用益及び会費収入が平成20年度実績並みで推移するという現実的な収入を見込んだ上で、事業費及び人件費を平成20年度実績よりも抑制し収支均衡を図るという内容の新たな中・長期経営計画を策定したところである。

基本財産運用は、平成18年度から基本財産4億7,755万円のうち4億円を元本保証の仕組債で運用しており、平成20年度末時点で5,600万円の含み損がある。今後の為替動向によっては低利で推移する可能性もあり、厳密なリスク管理が要求される。

前述したとおり、当法人は、平成22年度に再度独立民営化されることが予定されているところであり、今後、当法人が適正な運営管理を確保していくためには、新たな中・長期経営計画を着実に実施していく必要がある。